



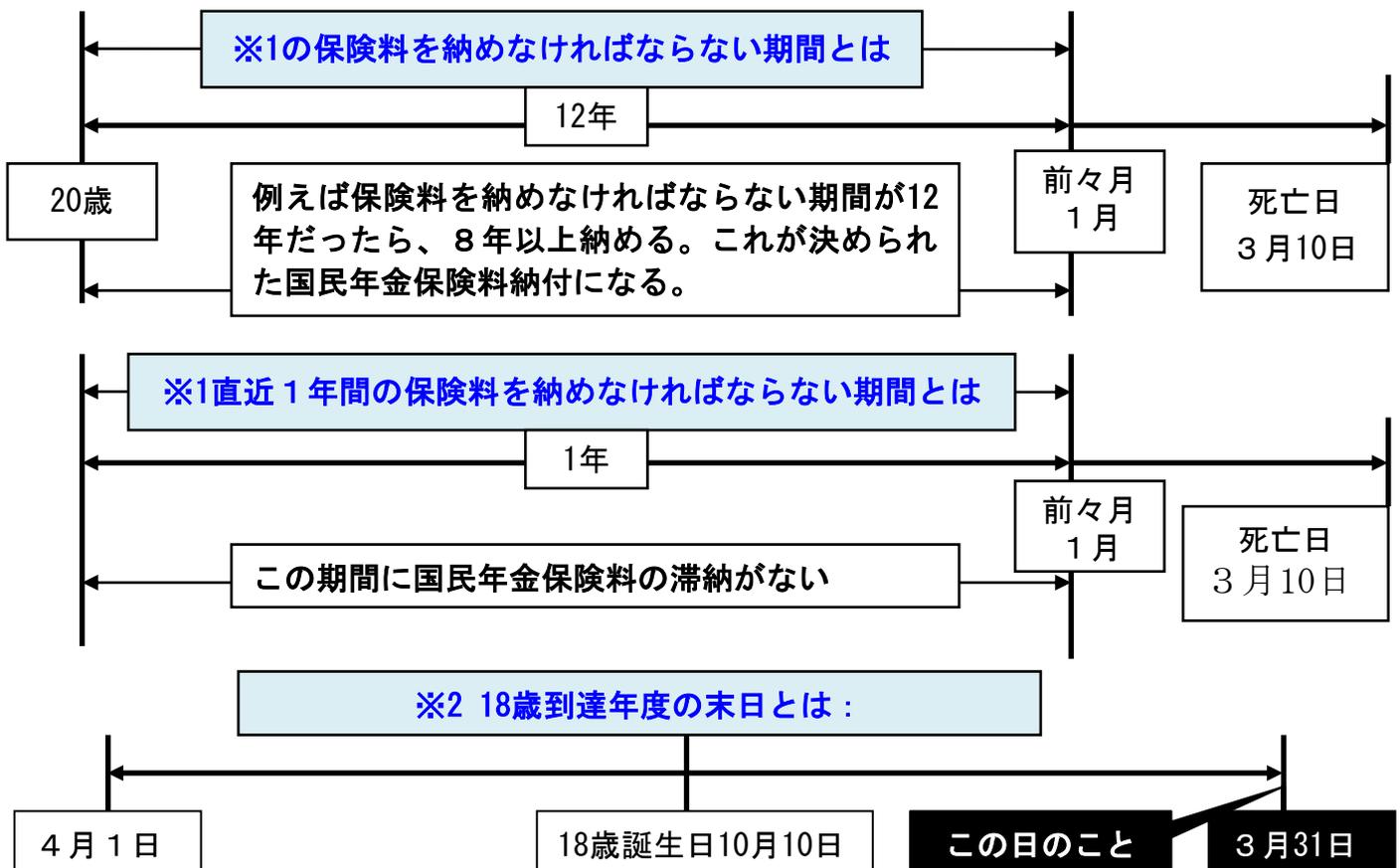
平成26年4月より父子家庭も遺族基礎年金を受給できるようになりました。従来の遺族基礎年金の受給要件を教えてください。



- ①国民年金被保険者が死亡したとき。
- ②老齢基礎年金の資格期間(※1)を満たした者が死亡したとき。
- ③死亡したその人の「妻」で18歳到達年度の末日(3月31日)までの子供がいること(※2)。

※1とは、国民年金保険料を納めている条件があります。その条件とは死亡日の属する月の前々月において、国民年金の保険料納付済期間が保険料を納めておかなければならない期間の3分の2以上あること。

もう一つの条件として死亡日が平成38年3月31日までの場合に、死亡日の属する月の前々月までの直近1年間の保険料を納めなければならぬ期間で保険料を納めていたこと。





父子家庭が受給できるようにするためにどのように要件が変更になったのですか？



- ①国民年金被保険者が死亡したとき。  
②老齢基礎年金の資格期間を満たした者が死亡したとき。  
ここまではいままでの要件と同じです。要件の変更内容は  
③死亡したその人の「妻」が「配偶者」となり、18歳到達年度の末日(3月31日)までの子供がいるはいままで通りです。従って、奥さんが亡くなった夫も遺族基礎年金を受給できるようになったのです(ただし、夫が将来にわたって850万円の年収が予想される場合は受給できません)。



私は、現在、病氣療養中で妻の被扶養者になっています。国民年金は第3号被保険者です。私が亡くなったら妻は遺族基礎年金を受給できますか？



夫が第3号被保険者であっても受給できます。死亡したその人の「配偶者」だからです。この場合に奥さんが働いても夫の収入が少ないとその後の生活に困ります。従って、今回の改正では夫が第3号被保険者であっても遺族基礎年金を受給できるようになりました。



遺族基礎年金の受給額を教えてください



●遺族基礎年金の金額(単位:円)			
子供の人数	遺族基礎年金の基本金額	加算される金額	合計金額
1人	772,800	224,000	996,800
2人	772,800	448,000	1,220,800
3人	772,800	522,100	1,294,900
4人	772,800	596,200	1,369,000

年金額は平成26年度額



国民年金の遺族基礎年金は夫、妻に関係なくどちらかが亡くなったら受給できます。では、遺族厚生年金の場合はどうなのでしょう?



遺族厚生年金は遺族基礎年金と違って夫が亡くなった場合と妻が亡くなった場合で遺族厚生年金の受給が異なります。

妻は夫が亡くなれば終生遺族厚生年金を受給できます(ただし、夫が亡くなった妻が30歳未満、子供がいない場合は夫の死亡時から5年間と期間限定)。

妻の遺族厚生年金は妻が亡くなった時点で夫は55歳以上でなければなりません。55歳以上であっても夫が妻の遺族厚生年金を受給できるのは60歳からになっています。

ただし、遺族基礎年金を受けとれる夫(子供のいる夫)で妻の死亡時に55歳以上の場合は、60歳までの支給停止は行われず、60歳前でも妻の遺族厚生年金を受け取れます)。

現在、共働きで家計を支えている家庭が多い中で、妻が亡くなると家計が厳しくなる家庭もあります。遺族厚生年金も妻が亡くなっても遺族基礎年金のように年齢制限なしに受給できでしょう。



厚生年金で男女間格差がある遺族年金は他にもありますか？



あります。妻が受給できる「中高齢寡婦加算」です。妻が40歳以上になって夫が亡くなった場合と子供の末っ子が高校を卒業した場合に受給できます。末っ子の子供が高校を卒業すると妻は遺族基礎年金を受給できなくなります。その代わりに「中高齢寡婦加算」です。

この「中高齢寡婦加算」は妻が亡くなった場合には受給できません。まさしく「中高齢**寡婦**加算」です。男女平等なら「中高齢**寡夫**加算」が今後の検討課題でしょう。



国民年金で男女間格差がある遺族年金は他にもありますか？



あります。妻が受給できる「寡婦年金」です。例えば自営業で国民年金保険料を25年以上納めた夫が亡くなった場合に、妻は60歳から65歳になるまで受給できます。これが「寡婦年金」です。受給できる年金額は国民年金保険料納付期間の老齢基礎年金の4分の3を受給できます。例えば、国民年金保険料を30年以上納めたとします。満額の老齢基礎年金は772,800円です(40年保険料を納める)。その4分の3ですから

$772,800円 \times 30年 \div 40年 \times 4分の3 = 434,700円$ になります。

これも妻が亡くなっても夫は受給できません。まさしく「**寡婦年金**」です。男女平等なら「**寡夫年金**」も今後の検討課題でしょう。